

表彰委員会よりお知らせとお願い

協会では表彰規定の改訂により表彰種目の変更が行われ、平成 29 年 6 月 5 日より施行されています。以下に表彰規定を記載します。

【公益社団法人日本理学療法士協会 表彰規程】

(目的) 第 1 条 略

(表彰の種類) 第 2 条 表彰の種類は、次の各号に定める 4 種とし、学術に関する表彰は別に取り扱う。

(1) 協会賞

協会賞は、会員歴 30 年以上（休会期間を除く）、かつ 55 歳以上の者で本会の活動、都道府県理学療法士会の活動において格段の功績のあった者で、次の要件のいずれかを満たすものを表彰する。

ア 本会の理事・監事、部長、委員長、小委員会委員長、分科学会・部門代表運営幹事を通算 6 年以上か、前述の 6 年未満の役員歴に加え、部員、委員、小委員会委員、ワーキンググループ委員、運営幹事および代議員等本会役員名簿に掲載される役員として通算 12 年以上従事している者で、その職務において優れた功績をあげた者。但し、この場合において複数の併任があった場合については通算年数とはしない。

イ 都道府県理学療法士会の理事・監事・局長・部長・委員長として通算 10 年以上従事した者で、かつ、本会役員名簿に掲載される役員を 2 年以上従事し、その職務において優れた功績をあげた者。但し、この場合において複数の併任があった場合について通算年数とはしない。

(2) 感謝状

本会に多大の貢献があった都道府県理学療法士会及びその他の団体、又は個人に対する表彰で、以下のいずれかを満たすものを表彰する。

ア 人命救助等の散発的な貢献やボランティア等の社会活動（理学療法士としての専門的関わり）で格段の功績のあった者又は団体であって、長年（原則 10 年以上）にわたり、継続して善行を重ねたもので、次のいずれかにあたるもの。

(ア) 活動の成果が新聞等により、広告されたもの

(イ) 関連する公共団体等により、表彰を受けたもの

イ 50 年以上にわたり本会の会員（休会期間を除く）として後進の育成に尽力し、他の模範となるもの。

ウ 学術大会（平成 29 年度まで）及び全国学術研修大会（平成 30 年度以降、日本理学療法学術研修大会へ名称変更）において、事業を都道府県理学療法士会の協力のもと開催し、開催都道府県民に対して広く理学療法の社会発信を実施した成果に対して、大会長および都道府県理学療法士会に贈る。

(3) 略

以下、略

以上のように、協会賞の要件が詳細になり、昨年まで協会賞の善行分野として位置づけられていたものは感謝状へと変更されました。

表彰委員会では、各会員の士会内にける活動は把握していますが、協会での活動が把握できません。そのため、今回の変更点である（１）協会賞ア「６年未満の役員歴に加え、部員、委員、小委員会委員、ワーキンググループ委員、運営幹事および代議員等本会役員名簿に掲載される役員として通算 12 年以上従事している者」、イ 本会役員名簿に掲載される役員を 2 年以上従事した者、（２）「感謝状の人命救助等の散発的な貢献やボランティア等の社会活動を行った者」について、士会員のみなさんからの推薦をお願いいたします。自薦、他薦を問いませんので、ご協力をお願いします。なお、表彰委員会で検討後、理事会承認を経て会長推薦となる性格上、ご推薦が必ず表彰を保証するものではありませんので、予めご了承下さい。

※締め切り 毎年 7 月末まで（善行分野については、その後も事象があった場合はご連絡ください）

一般社団法人 兵庫県理学療法士会  
表彰委員会

**【問い合わせ先及び推薦の宛先】**

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 5 丁目 5 番 2 2 号 4 階

一般社団法人 兵庫県理学療法士会 事務所

TEL/FAX 078-367-7311

MAIL [pt-hyogo@aurora.ocn.ne.jp](mailto:pt-hyogo@aurora.ocn.ne.jp)（※送信の際は@を小文字に変換ください。）